

〔チーム研究 8〕 虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究（主任研究者 才村 純）

虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究（1）

子ども家庭福祉研究部 才村 純・澁谷昌史・柏女霊峰（淑徳大学）
嘱託研究員 伊藤嘉余子（日本社会事業大学大学院）

要約

国会に提出されている児童福祉法改正法案は、市町村を児童相談の一義的な窓口として位置づけるとともに、児童相談所はより高度な専門的対応が必要な業務に重点化することとしている。また同法案には、28 条措置について期限付きの承認とし、司法が事後審査を行うなどの仕組みが盛り込まれているが、このことは家族再統合に向けた援助が児童相談所に一層強く求められることを意味する。このように、児童相談所の業務は大きな変革期を迎えているが、児童相談所が要請されるニーズに的確に対応できるには、必要な人員の確保が不可欠である。このため、本調査研究では、虐待対応等に係る児童相談所の業務を定量的に把握分析することにより、児童相談所における職員配置のあり方を検討するための基礎的資料を提供するものである。

2004 年度には、いくつかの児童相談所の協力を得て、タイムスタディ方式による業務量把握を行うが、2003 年度は本調査研究の論点整理を行うとともに、2004 年度調査の基本的枠組みについて検討を行った。

見出し語: 児童相談所、児童虐待、児童相談所職員、業務量、タイムスタディ

Team Research 7:

Time-Studies about Social Work for Child Abuse Cases in Child Guidance Centers

Jun Saimura, Masashi Shibuya, Reiho Kashiwame, Kayoko Ito

Abstract

The amendment bill on Child Welfare Law which has been submitted to the Diet contains to reform the present child guidance service systems and to expand and strengthen the roll of the municipalities.

Moreover the bill requires the Child Guidance Centers to cope with the family reunification positively all the more. In this manner, the roll of the C.G.C. is now requires to change on a large scale.

In order to meet the recent needs, it is indispensable to secure the apposite numbers of the human resources in the C.G.C.. On this purpose, this research is designed to provide the basic data in considering how many human resources should be placed in the C.G.C., by indicating actual quantity of works, which would be made clear by the time-studies in 2004 concerning the various sorts of occupation in some C.G.C.s.

This year we pigeonholed the points at issue and discussed on the framework of the study in 200

Key Words:

Child Guidance Center, child abuse, human resources in CGC, quantity of work, time-study

I 研究の目的と方法

1. 目的

現在国会に提出されている「児童福祉法の一部を改正する法律案」には、市町村を児童相談の一義的な窓口として位置づけるとともに、児童相談所はより高度な専門的対応を必要とする業務に重点化するとともに市町村を支援する内容が盛り込まれている。さらに、改正法案には、28条承認に基づく施設入所等の措置を期限付きのものとし、児童相談所の申立てにより家庭裁判所が事後審査を行う仕組みが盛り込まれるとともに、改正法案に先立って取りまとめられた社会保障審議会児童部会報告書には、的確なアセスメント、親子関係の再構築や家族機能の再生に向けた保護者支援、被虐待児への心理支援等の取り組みを一層強く児童相談所に求めている。このように、児童相談所については、業務の基本的枠組みや業務内容が大きく変化するとともに、虐待事例等へのより一層強力な対応が求められている。

このような動向を児童相談所の業務量の面からとらえると、相談業務の一部市町村移行に伴う減要素と、新規業務や取り組み強化に伴う増要素の2つの要素が発生することを意味する。要請されるニーズに児童相談所が的確に対応できるには、必要な人員が配置されなければならないが、そのためにはまず業務の実態を実証的に把握する必要がある。

このため、本研究では、虐待対応を含む児童相談所の業務をタイムスタディ方式により定量的に把握・分析することにより、職員の適正配置を検討するための基礎的資料を提供することとする。

2. 研究の方法

児童相談所の業務量分析については、1989年に下平幸男、網野武博らが、1995年に柏女霊峰らがほぼ同一の方法で研究を行っている。すなわち、機能(中央、それ以外)、管轄区域属性(都市型、中間型、地方型)、一時保護所の有無、地域バランスを考慮して20の児童相談所を抽出し、中間管理職、児童福祉司、相談員、心理判定員、医師、児童指導員又は保育士各1名づつについて調査対象期間1週間の内の1日をスパンとしたタイムスタディを行っている。

本調査研究においても、これら先行研究との比較を行うため、同一の方法を採用することを基本としつつ、虐待相談に対するより詳細な把握を行うため、立入調査や職権保護、28条申立てなど1週間をスパンとした調査では把握しきれない非日常的業務や、今後強く求

められるであろう家族再統合に向けた保護者支援や児童への心理療法、児童虐待防止ネットワークへの支援等に係る業務量の推定をも視野に入れた実態把握を行うこととする。このため、前述の調査に加え、非日常的業務を行った児童相談所や先駆的取り組みを行っている児童相談所の協力を得て、別途タイムスタディを行うことを検討することとした。

タイムスタディは、平成16年度に実施することとし、今年度は調査研究のグランドデザインと研究を実施する上での課題整理を行った。

なお、今年度のチーム研究では、当初「児童福祉司の任用制度のあり方に関する調査研究」を行う予定であったが、その後社会保障審議会児童部会から児童福祉司の任用のあり方について一定の方向性が示されたため、厚生労働省と協議の上、本調査研究を実施することとしたものである。

また、本調査研究については、当初大阪府子ども家庭センター(児童相談所)の協力を得て、プレテストを行うこととしていたが、平成16年1月のいわゆる「岸和田事件」を契機に大阪府における虐待相談が激増し、大阪府の各子ども家庭センターはこれらへの対応に忙殺されることになったため、実施できなかったことをお断りしておく。

II 調査研究のグランドデザインと研究に際しての課題整理

1. 調査対象

(1) 原則として先行研究と同一の児童相談所20ヶ所とする。

先行研究における児童相談所の抽出規準は次のとおり。

- ・機能(中央、その他)
- ・管轄区域特性(都市型、中間型、地方型)
- ・一時保護所の有無

(2) 対象職種

課長等中間管理職、児童福祉司、相談員、心理判定員、医師、児童指導員、保育士、保健師

最近、児童相談所における保健師の役割が期待される中、保健師の配置が増えているため、新たに保健師を加えることとする。

(課題)

- ① 虐待対応専従組織を設ける児童相談所が増えていくが、専従組織を設置している児童相談所と設置

していない児童相談所とでは業務の態様や業務量が大きく異なることから、先行研究との比較は困難となる(表1参照)。

専従組織を設置している児童相談所を調査対象とした場合、専従組織に所属する職員とそうでない職員との間で業務内容や業務量に大きな格差があると考えられるが、どう調整するか。

また、例えば中央児童相談所に設置された虐待専従組織がランチの児童相談所を応援するといった場合、業務内容や業務量の把握をどうするのか。

→来年度、引き続き検討

② 課長等中間管理職の職種は児童福祉司か心理判定員か。

→虐待の初期対応において中心的な役割を担っている職種とする。

③ 専門職、一般行政職のバランスを考慮すべきではないか。

→専門職、一般行政職との間で業務量において顕著な差は見られないと考えられるため、調査に当たっては専門職、一般行政職の別は無視して問題ないであろう。

④ 保健師の中には児童福祉司として任用されている者も多い。この場合はどうするのか。

→児童福祉司ではなく、あくまで保健師として配置されている者を対象とする。

⑤ 職員の経験年数によって業務内容や業務量は大きく異なると考えられるが、どうするか。

→来年度、引き続き検討

No.	児童相談所名	専従組織の態様
1	北海道中央	児童虐待専掌児童福祉司を配置
2	青森県弘前	設置なし
3	宮城県古川	虐待対応推進チームを設置
4	千葉県君津	設置なし
5	東京都八王子	虐待対策班を設置
6	神奈川県小田原	中央に虐待防止対策班を設置
7	山梨県中央	児童虐待対応専門チームを設置
8	静岡県中央	設置なし
9	愛知県半田	設置なし
10	滋賀県彦根	設置なし

11	大阪府中央	虐待対応課を設置
12	奈良県高田	児童虐待防止専従班を設置
13	山口県下関	設置なし
14	徳島県徳島	設置なし
15	福岡県久留米	設置なし
16	長崎県佐世保	設置なし
17	大分県中央	設置なし
18	横浜市南部	児童虐待対応チームを設置
19	名古屋市	児童虐待防止班を設置
20	京都市	2班による虐待対応体制

表1 虐待対応専従組織の設置状況(厚生労働省調査より)

No.	児童相談所名	専門職	混在	行政職
1	北海道中央		○	
2	青森県弘前			○
3	宮城県古川			○
4	千葉県君津		○	
5	東京都八王子		○	
6	神奈川県小田原	○		
7	山梨県中央		○	
8	静岡県中央		○	
9	愛知県半田		○	
10	滋賀県彦根		○	
11	大阪府中央	○		
12	奈良県高田			○
13	山口県下関		○	
14	徳島県徳島			○
15	福岡県久留米		○	
16	長崎県佐世保		○	
17	大分県中央			○
18	横浜市南部	○		
19	名古屋市		○	
20	京都市			○

表2 児童福祉司の任用の状況(専門職・一般行政職(厚生労働省調査より))

2. 調査方法

(1) 基本調査

先行研究に準じ、本調査研究の基礎となる事項について、フェース・シートに記入する方法により実施する。

調査事項は、表3～表6とする。

	中間 管理 職	児 童 福 祉 司	相 談 員	心 理 職	医 師	児 童 指 導 員 ・ 保 育 士	保 健 師
職名							
性							
年齢							
その職の経験年数							
<ケースの延数>							
a 養護							
b 内虐待							
c 保健							
d 肢体不自由							
e 視聴覚障害							
f 言語発達障害等							
g 重症心身障害							
h 知的障害							
i 自閉症							
j ぐ犯等							
k 触法行為等							
l 性格行動							
m 不登校							
n 適性							
o しつけ							
p 里親							
q その他							
合 計							

表3 対象職員の所定の1週間に取扱ったケースの延べ数

	相談件数
a 養護	
b 内虐待	
c 保健	
d 肢体不自由	
e 視聴覚障害	

f 言語発達障害等	
g 重症心身障害	
h 知的障害	
i 自閉症	
j ぐ犯等	
k 触法行為等	
l 性格行動	
m 不登校	
n 適性	
o しつけ	
p 里親	
q その他	
合 計	

表4 調査対象週が属する月における相談内容別相談件数

実児童数	人
延児童数	人

表5 調査対象週が属する月における一時保護児童数

	相談件数
a 養護	
b 内虐待	
c 保健	
d 肢体不自由	
e 視聴覚障害	
f 言語発達障害等	
g 重症心身障害	
h 知的障害	
i 自閉症	
j ぐ犯等	
k 触法行為等	
l 性格行動	
m 不登校	
n 適性	
o しつけ	
p 里親	
q その他	
合 計	

表6 平成15年度の相談種類別相談件数

(2) タイムスタディ

先行研究では、調査期間 1 週間の内の 1 日についてタイムスタディを行っているが、より精緻な実態把握を行うには 1 週間の 7 日について行うのが望ましいと考えられる。

タイム・スタディに際しては、1 日 24 時間に行った業務について、5 分ごとに業務の種類、相談の種類別別にローシートにチェックし、さらに、これを集計シートにチェックする。

業務分類は先行研究と比較するため、先行研究(表 7)に準ずることとするが、虐待対応に伴って発生する業務についてはより精緻に把握する必要がある。さしあたり表 8 のような業務分類が考えられるが、平成 16 年度の研究においてさらに検討を加えることとする。

① インテーク	② 調査・診断面接
③ 助言指導	④ 行動観察
⑤ 心理検査	⑥ 診察・医学的検査
⑦ 心理治療・カウンセリング	⑧ 生活指導
⑨ 学習指導	⑩ 協議1
⑪ 協議2	⑫ 電話1
⑬ 電話2	⑭ 立案・記録・読取 1
⑮ 立案・記録・読取2	⑯ 出張1
⑰ 出張2	⑱ 整理、清掃、片付け
⑲ 食事、休憩	⑳ その他

「協議1」: ケースに関する協議、打ち合わせ
 「協議2」: その他の業務に関する協議、打ち合わせ
 「電話1」: 電話相談、ケースに関する連絡、協議、打ち合わせ、話し合い
 「電話2」: その他の業務に関する連絡、協議、打ち合わせ、話し合い
 「立案・記録・読取 1」: ケースに関する業務の立案、文書記録、文書・資料、文献等の読み取り
 「出張1」: ケースに関する出張(交通の時間を含む)
 「出張2」: 研修、講習、協議、事務連絡等に関する出張(交通の時間を含む)

表7 先行研究における業務分類

① インテーク
② 調査・診断面接
③ 助言指導
→ 児童
→ 保護者

④ 行動観察
⑤ 心理検査
⑥ 診察・医学的検査
⑦ 心理治療・カウンセリング
→ 児童
→ 保護者
⑧ 生活指導
⑨ 学習指導
⑩ 協議1
→ 児童相談所で行われる虐待防止ネットワークへの出席
→ その他協議等
⑪ 協議2
⑫ 電話1
⑬ 電話2
⑭ 立案・記録・読取 1
⑮ 立案・記録・読取2
⑯ 出張1
→ 訪問調査
→ 立入調査
→ その他
⑰ 出張2
→ 児童相談所外で行われる虐待防止ネットワーク会議への出席
→ その他の出張
⑱ 整理、清掃、片付け
⑲ 食事、休憩
⑳ その他

(検討事項)
 ・面会、引き取り等を主張する保護者への対応

表8 業務分類案

(3) 虐待ケースにおける非日常的業務の把握・分析

立入調査や 28 条申立て、33 条の 6 の請求等の業務は日常的にはあまり発生しないため、タイムスタディ調査期間において発生する確立は極めて低いといえる。しかし、一度発生するとその業務量は膨大となるため、児童相談所における業務量を把握する上で無視することはできない。このため、これら非日常的業務に係る業務内容および業務量を別途把握する必要がある。

調査方法としては、調査対象児童相談所に予め依頼し、平成 16 年度 1 年間に於いて当該業務が発生した場合に当該業務の始期から終期までの間(調査期間は不問)のタイムスタディを実施してもらうことを検討する。

なお、これら非日常的業務について具体的にどのような業務が発生するか、すなわちどのような業務分類が必要であるかは、事前にいくつかの児童相談所の協力を得てヒアリングを行った上で確定することとする。

(4) 児童相談所に強く期待される業務の把握・分析

親子再統合に向けた保護者指導や虐待防止ネットワークへの支援等の取り組みが児童相談所に強く求められているが、現状では十分な対応がなされていない。しかし、児童相談所がニーズに十分対応できるための職員体制を検討するためには、これらの業務に係る必要な業務量の把握は不可欠である。現状ではこれらの取り組みが低調である以上、(2)のタイムスタディで必要な業務量を正確に把握することは困難である。従って、今回の調査では、(1)～(3)の調査対象とは別に、これらの業務に関し先導的に取り組んでいる児童相談所を対象としたヒアリング調査とタイムスタディを行い、必要な業務量をはじき出すこととする。